

令和7年度 千葉市イノベーション拠点認定事業補助金

ご 案 内

令和7年4月
千葉市

【申請書類の提出締切り】

令和8年1月30日（金）まで【必着】

申請に必要な様式は、千葉市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/innovation.html>)

「千葉市 イノベーション拠点認定事業」で検索

【提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課スタートアップ支援室

電話 043-245-5292

FAX 043-245-5590

E-mail : sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

— 目次 —

1	事業の概要	P 2
2	対象者	P 2
3	補助対象事業	P 3
4	補助対象期間	P 4
5	補助対象経費	P 4
6	補助金の額	P 4
7	補助金交付までの流れ	P 4
8	補助金申請書類及び申請方法	P 6
9	提出先・お問い合わせ先	P 6
10	留意事項	P 7
11	交付決定の取消し	P 7

1 事業の概要

千葉市イノベーション拠点認定事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき「千葉市イノベーション拠点」として認定された施設の拠点整備及び運営に要する経費について、補助金を交付します。

2 対象者

以下の、千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第1項の要件をすべて満たす場合対象とします。ただし、交付要綱第3条第2項のいずれかの要件に該当した場合は、対象外とします。

【対象要件】（交付要綱第3条第1項各号）

- (1) 市税（延滞金を含む）を滞納していないこと。
- (2) その他の法令等に違反していないこと。
- (3) 実施要綱第5条第1項に規定する認定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）で、当該認定を受けた施設が実施要綱第6条に規定する認定期間にあること。

【該当すると対象外となる要件】（交付要綱第3条第2項各号）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） 抜粋

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2～13 （略）

3 補助対象事業

「千葉市イノベーション拠点」として認定された施設における、当該拠点の整備及び運営に係る事業とします。

4 補助対象期間

「千葉市イノベーション拠点」の認定日から1年間

※この期間に実施（支払）する補助対象事業の経費が対象となります。

5 補助対象経費

下記のいずれかに該当する経費を補助します。

- (1) 整備・改修工事費
- (2) 事務機器購入費
- (3) 交流イベントの実施に係る経費（食糧費は除く。ただし、セミナー等のお茶など簡素な飲食は対象とする。）
- (4) 広告費
- (5) コミュニティマネージャーの人件費
- (6) コミュニティマネージャーの人材育成研修費
- (7) その他市長が認める経費

※「他の機関又は制度において助成を受けた経費」「租税公課」「公的な支援の対象として、市長が不適当と認める経費」は対象外とします。

6 補助金の額

- (1) 補助率：2分の1
- (2) 補助上限額：250万円

※1,000円未満の端数は、切り捨てます。

※消費税は、税抜きで補助金の額を算定します。

7 補助金交付までの流れ

(1) 補助金交付申請書の作成・提出【締切り：令和8年1月30日（金）必着】

- ・千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付申請書（様式第1号）、補助事業計画書（様式ア）の項目をすべて記載し、添付書類※と併せて提出してください。
- ・補助を受けようとする経費については、必ず、物品やサービスの購入前に申請してください。

※申請時の添付書類については、「8 補助金申請書類及び申請方法」参照

(2) 審査【2週間程度を予定】

- ・提出書類に基づき、対象要件を満たしているかを審査します。要件を満たしていない者は、「不交付」の扱いとなります。

(3) 補助金交付決定

- ・交付決定した事業者については、千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

(4) 補助金交付決定を受けた事業を実施【交付決定後】

- ・補助対象経費として申請した事業を実施してください（物品・サービスの購入等）。

(5) 実績報告【補助金交付決定を受けた事業が完了した時】

- ・千葉市イノベーション拠点認定事業補助金事業実績報告書（様式第7号）の項目をすべて記載し、添付資料※と併せて提出してください。

※添付書類：（1）購入した物品、サービス等の支払いを証明する書類

（2）補助事業の成果を示すもの

物品を購入した場合：購入物品の実物写真など

サービスを購入した場合：サービスの成果物など

人件費の場合：補助対象期間の勤務実績など

研修を受けた場合：研修の名称と金額が分かるものなど

（3）その他市長が必要と認める書類

(6) 審査【1週間程度を予定】

- ・実績報告の内容を確認し、補助対象事業が申請時に提出された事業計画のとおり履行されているかを審査します。

(7) 補助金額の確定【随時】

- ・補助金額を確定し、千葉市イノベーション拠点認定事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知します。

(8) 補助金交付の請求【補助金額確定通知後】

- ・千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付請求書（様式第9号）の項目をすべて記載し、添付資料※と併せて提出してください。

※添付書類：（1）千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し

（2）千葉市イノベーション拠点認定事業補助金額確定通知書（様式第8号）の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

(9) 補助金の支払い

8 補助金申請書類及び申請方法

- (1) 以下の申請書類を作成の上、郵送・持参により提出してください。
- (2) 申請書類(①②③⑤)は千葉市ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/innovation.html>)
※ファックス、電子メールでは受付いたしません。
- (3) 申請、交付決定は年度ごとに行います(補助を受けようとする経費については、必ず、補助対象事業の実施前(物品やサービスの購入前)に申請してください)。
- (4) 申請期限等
- ①令和7年度(令和8年3月31日まで)に実施(支払)予定の事業の経費
→令和8年1月30日(金)(必着)までに申請してください。
- ②令和8年度(令和8年4月1日以降)に実施(支払)予定の事業の経費
→令和8年度に申請してください。

No	申請書類
①	千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付申請書(様式第1号)
②	補助事業計画書(様式ア)
③	千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付申請額内訳書(様式第1号の2)
④	千葉市イノベーション拠点認定通知書(実施要綱様式第2号)の写し
⑤	税情報閲覧同意書兼誓約書(様式イ)
⑥	その他市長が必要と認める書類

9 提出先・お問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課スタートアップ支援室

電話：043-245-5292 FAX：043-245-5590

E-mail：sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

※ 受付時間：9時～12時、13時～17時(土日祝日を除く)

10 留意事項

- (1) 申請書等の提出された書類は返却いたしません。
- (2) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 千葉市は、当事業において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (4) 施設の管理や安全などに関する責任は、当事業において認定した事業者が負うものとします。

11 交付決定の取消し

交付決定の後、以下1.～2.のとおり、申請者に偽りや不正、法令等違反、暴力団関係への該当、市税の滞納、補助対象要件への非該当、又は対象外となる要件への該当等が認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その際、補助金の交付停止、既に交付した補助金の全部又は一部の返還が発生する場合があります。

1. 千葉市補助金等交付規則第17条第1項各号

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(暴力団等の排除)

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

2. 交付要綱第17条各号

- (1) 市税(延滞金を含む)、その他公課を滞納したとき。
- (2) 施設の運営に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- (3) 第3条第1項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第3条第2項に規定する事項のいずれかに該当したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付すること又は交付したことが不相当と認めるとき。

千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号） 抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(市の事務等からの暴力団の排除)

第9条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下この条において「市の事務等」という。)により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(第3項において「暴力団密接関係者」という。)を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2～3 (略)